

神奈川県立保健福祉大学成績等優秀者への給付型奨学金（条件付き）制度に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域及び職域のリーダーとなる保健福祉人材を養成するため、学業成績が特に優れ、かつ、優秀な人材となることが期待できる者に対し授業料の実質無償化（免除又は減額）を実現する給付型奨学金（条件付き）制度に関し、必要な事項を定める。

（給付型奨学金の対象者）

第2条 給付型奨学金の対象となる者は、学部学生（科目等履修生及び研究生等を除く。）のうち学業成績が特に優れ、優秀な人材であり、かつ卒業後に神奈川県内の保健・医療・福祉分野等への貢献が期待されると、理事長が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は対象としない。

- (1) 休学者
- (2) 停学者

（給付の額）

第3条 給付の額は、授業料徴収規程に定める授業料の年額とする。ただし、他の奨学金等の給付状況により額を変更することができる。

2 神奈川県費を原資とする返済義務が免除される制度のある修学資金貸付制度等は併用不可とする。

（給付条件）

第4条 給付を受けた者は卒業後、次の各号のいずれかに該当することを条件とする。

- (1) 卒業後ただちに、神奈川県内の企業・機関等に就職し、給付を受けた年数分、業務に従事すること。
- (2) 卒業後5年以内に神奈川県の保健・医療・福祉分野への貢献を果たし、それを理事長が認めること。

2 前項いずれの条件も満たさない場合は、給付型奨学金の決定を取り消されるものとし、給付を受けた年数分の授業料相当額を返還しなければならない。

3 前項の理由により給付型奨学金の決定を取り消された者は、理事長が必要と認める額を別に指定する日までに納付しなければならない。

4 返還完了後に第1項いずれかの条件を満たした場合でも再給付は行わない。

（給付型奨学金の申請手続き）

第5条 給付型奨学金を受けようとする者は、第2条第1項に該当する者であることの認定を受けるため、申請手続きを行わなければならない。

（給付型奨学金の決定）

第6条 理事長は、第5条の規定に基づき申請手続きを行った者のうち、給付を行うことが適当である者を給付対象者と認定した場合は、申請者に通知する。

（選考方法）

第7条 選考方法については、別に定める。

（給付の取り消し）

第8条 理事長は、給付型奨学金の決定を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 当該年度の途中において第2条第1項に規定する対象者から外れた場合
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により決定を受けた場合
- (3) 本人からの申し出による辞退又は手続きに必要な書類の不提出等があった場合
- (4) その他、理事長が成績等優秀者として不適切であると認めた場合

2 前項により給付型奨学金の決定を取り消された者は、理事長が必要と認める額を別に

指定する日までに納付しなければならない。

(第4条の特例)

第9条 給付を受けた者が、進学、留学、病気、怪我、産前産後休業、育児休業及びその他やむを得ない理由により第4条第1項の条件を満たさない場合であっても、理事長は、本人からの願い出により適当であると認めた場合には、第4条第2項の適用を猶予することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、成績等優秀者への給付型奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。